

山口県立下松工業高等学校 学習用端末利用規程

(目的)

第1条 この規程は、学習用端末の利用に伴う、情報の漏えい・改ざん・破壊・紛失を防止するとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの保持し、学習ツールとして有機的に活用するために、山口県立下松工業高等学校（以下「本校」という。）における学習者用端末の利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(所有者及び管理責任者、運用担当者)

第2条 本端末の所有は、山口県教育委員会とする。

2 管理責任者は、本校の校長が務める。

3 管理者は、学習者用端末の運用担当者(以下「担当者」という。)を指名し、学習者用端末の管理及び利用促進等の業務を行わせるものとする。

(対象者)

第3条 本規定の対象者は、本校に在籍する生徒で学習用端末を利用する全ての者とする。

(対象機器)

第4条 本規定の対象機器は、本校所有の学習用端末とする。

(学習者用端末等貸付物品借用証)

第5条 学習者端末を利用する生徒の保護者は、その利用にあたり生徒と連名で、学習者用端末等貸付物品借用証を提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 学習者用端末においては、教職員及び生徒の氏名等を除く個人情報(山口県教育委員会情報セキュリティポリシーに規定する情報資産の分類「機密性 2B 及び 3」の情報)に係るデータの取扱いを禁止する。

(持ち出し)

第7条 学習者用端末は、管理者が学校教育活動上必要と認めた場合に限り、校外へ持ち出して利用することができる。

(取扱い)

第8条 学習用端末は以下の点に注意し利用すること。

- ・ 本体を保護する観点から、カバーおよび保護フィルムを必ず装着すること。
- ・ 本体および充電ケーブルに 備品番号シールおよび管理番号シールが添付されているが、これを剥がしたり、これ以外にシールを貼ったり、文字を書いたりしないこと。

- ・本体以外にカバー、保護フィルム、AC アダプタ、充電ケーブル等を貸与するので、各自紛失しないよう管理すること。
- ・貸与終了時に本体、カバー、保護フィルム、AC アダプタ、充電ケーブル等を学校へ返却すること。
- ・学習用端末のソフトウェアやハードウェアの改造を行わないこと。
- ・学習者用端末の設定は、Wi-Fi やマウスの設定の変更等、簡易な変更はしてもよい。

(ソフトウェア)

第9条 ソフトウェアは、学校の許可を得ることなくインストールおよびアンインストールしないこと。ソフトウェアは、管理者が学校教育活動上必要と認めた場合に限り、インストールできる。インストール作業前に、別紙様式のソフトウェア申請書により教育情報化推進室に申請をし、インストール作業後に管理台帳に記載しなければならない。ただし、学校でのインストール作業は担当者等の限られた者が行うこととする。

(データの保存)

第10条 利用者は、作成したデータを保存する場合、一時的な保存を除き、教員等の指示に従いクラウドストレージに保存しなければならない。

2 利用者は、USB メモリ等のリムーバブルデバイスを使用してはならない。

(セキュリティの保持義務)

第11条 OS やソフトウェアのセキュリティアップデート等は県教委のスケジュールにより定期的に行われるため、利用者は、学習者用端末をスリープ状態にし、保管しなければならない。

2 利用者は、ウイルス対策ソフトのパターンファイルを最新の状態に保ち、定期的にウイルスチェックを行うこととする。また、コンピュータウイルスを検知又はコンピュータウイルスに感染した場合には、ネットワークから隔離し、速やかに管理者に報告しなければならない。

3 利用者は、それぞれの ID、パスワード等の機密情報について、他者に漏らしてはならない。

(学習用端末の他者への利用制限)

第12条 学習用端末は、共用利用ではないので、他者との貸し借りはしないこと。

2 他者の学習用端末を使用することは「なりすまし」行為に相当する点を理解すること。

(学校内での端末の使用と管理)

第13条 学習用端末は、授業中の他、教師の指示があるときに使用すること。

2 休憩時間や持ち運びの際は、鞆にしまうなど、盗難・紛失に気を付けて各個人できちんと管理すること。

3 放課後は、学習に適切な場所で利用すること。

(家庭での端末の使用と管理)

第 14 条 家庭内に安全な Wi-Fi 環境下で、パスワードを適切に設定しこれを利用すること。

2 家庭で学習用端末を使用した際は、通学前に充電を実施し、授業で円滑に利用できるよう準備をすること。

(通学時等の管理)

第 15 条 通学時の交通機関や人混みでは、盗難に遭わないようにすること。

2 校内および自宅以外での学習用端末の使用は、学校の許可がある場合を除き禁止する。

(個人情報の管理)

第 16 条 個人情報の管理には細心の注意を払うこと。

・インターネット上に自宅住所や電話番号、携帯電話番号、各種アカウント・パスワードなどを記載しないこと。

・個人を特定できる情報を公開しないこと。

・他人の顔写真等を公開しないこと。

・インターネット上でトラブルが生じたり、不審な通知が届いたりした場合には直ちに学校職員に連絡すること。

・情報を発信する場合は、人権及び著作権等に十分配慮し、基本的モラルに配慮すること。

(禁止事項)

第 17 条 以下の行為を禁止する。

・インターネット上で他人を誹謗中傷したり、他人に不快感を与えたりするような発言をしないこと。

・インターネットに発信する場合、その内容は、国内はもとより世界中に伝送される可能性があることに留意し、自らが責任を持てる内容に限ること。

・他人の著作権を侵害するような行為をしないこと。写真や画像(イラスト等も含む)・文献等を使用する場合は、細心の注意を払い、使用する場合は適切な許可を著作権者から得ること。

・次の接続先へのアクセスは禁止する。

(1) 有料データベース (2) オンラインショッピング (3) アダルトサイト

(4) その他、学習する上でふさわしくないとと思われる接続先

・使用権のないコンピュータへの侵入など、正常な運用を阻害する行為をしないこと。

・他人のアカウントやパスワードでクラウドサービス等を使用しないこと。また、他人に自分のアカウントやパスワードを使用させないこと。

・いかなる場合も学校の許可なしに他の情報機器を接続しないこと。

(私的利用の禁止)

第 18 条 学習用端末の私的利用は禁止する。学習に関係のない Web ページの閲覧やインターネットサービスの利用、私有メールアドレスの利用及び私的メールの送受信、私的データの保存については禁止する。

(故障、紛失)

第 19 条 学習者用端末に不具合や故障が発生した場合、紛失や盗難が発生した場合は、速やかに教員および保護者へ連絡をする。

2 学習者用端末を紛失したり、盗難にあたりした場合は、警察に、遺失物届、盗難届を出すなどの手続きを行い、警察からの証明書を添付して、学校に届け出ること。事象ごとに必要書類や手続きが異なるので、学校の指示に従うこと。

3 学習者用端末の通常使用による故障及び軽微な過失による故障、紛失、盗難などに係る原状回復費用については、山口県教育委員会が負担する。

4 故障、紛失、盗難が、故意または重大な過失によるものと認められる場合には、生徒（保護者）に費用を負担させる場合がある。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この利用規定は、令和 3 年 9 月 2 日から施行する。